

二 沖縄における土地相続・

利用調整の慣行の特質

—沖縄の家族制農業の推移過程—

千葉大学大学院 杉原たまえ

途上国を含め地域の後進性をいうときに、後先の段階的経済的後進性と、風土としてすでに「そこにあるもの」としての後進性を考えなくてはならない。筆者は、そのすでにあるものとしての沖縄農法の解明こそが、沖縄の経済的後進性打破のための処方箋を書き得るものと思っている。つまり、沖縄農業において慣習という名のもとに温存されてきた農民の行動様式を、そこに発生する矛盾を農民自身がどの様に止揚してきたのか、あるいは、慣習の存在・変容が発展の可能性を伸ばし、それが単なる風土条件を越えて独自性を發揮するに至るのか、さらにその本土農業を相対化し批判していくものとしての、変容過程の解明によって導き出される中間仮説の位置付けである。個々の労働力の自立とそれによってその都度家族内部構造が再構成されていくということ、それが社会的・生産力的段階のもとで、家族形態それ自体は外見上変化しにくくも、内実として家族制度が変容しているというダイナミズムをもって把握することが必要になってくる。

調査、仮説構築は、今帰仁村崎山集落を中心とし、家族制度・土地制度の推移過程を、人身売買段階（0階梯）、移民・出稼ぎ段階（第一階梯）、賃労働の萌芽的形成段階（第二階梯）、賃労働の本格的形成段階（第三階梯）に段階区分し検討を加えた。

(0階梯)

一、地割制度の農法構造は、地頭地キビ畑での労働地代の集約的貢納労働と地割対象の農民地イモ畑での疎放・自給的な労働、という二重構造の再生産が推測される。

二、家族制度は、いえ制度を欠如した条件のもとで、トートーメ（先祖）をまもる「祭祀の原理」のもとに、基本的には夫婦家族を単位として維持されていた。相続対象は、位牌と宅地・庭畑であり、その祭祀義務と宅地保証の在り方が、土地私有権付与以降も、耕地の分割相続のベースとなつてゐるという意味で、この段階を0階梯とする。

三、明治中期に至ると地割地が固定化し、形成されはじめた地主的大経営ウエーキと、奉公労働イリチリやシカマ関係を含め、この段階は身売りが横行する「身売り段階」と位置付けられる。しかも、こうした身売りが村内法によつても奨励されてゐたところに、米の反当収量が全国の四〇%でしかなかつた当時の生産力水準の低さがうかがえる。

(第一階梯)

一、大正九年の恐慌期で決定的となるウエーキ経営の破綻、それによる労働力の放出が内外労働市場の展開と期を一にし、移民を含めた出稼ぎが進行する。出稼ぎ者からの送金は、生活費補充、時に土地購入資金となり、商品生産の形成・拡大の端緒となつた。

二、出稼ぎ労働の還流構造を支えたのは、小作料や離作料が入り込まない土地利用における「預け預かり慣行」であり、とくに出稼ぎ労働者の貸手の論理によるものとしてといふべく、これを「預け預か

りの第一形態」とする。この慣行は、双系的親族範囲に及ぶ。

三、次三男まで含めた労働力還流構造のベースは分割相続であるが、その規模は一般に「農業經營の基礎」となり得ない、宅地相当分プラスアルファ程度の「生存の基礎」といった性格のものである。一方、位牌の繼承者は優先的に分与されることになる。繼承者とは、沖縄独特の祭祀繼承原理によって選定された男子であり、家族員以外になることも多く、祭祀に規定される土地相続は農業經營に様々な矛盾を引き起す。

四、この矛盾が露呈してくるのは、商品生産が本格化する第一、二段階に至つてからであるが、ここで注目すべきことは、「預け預かり慣行」が、土地利用面でそれを是正し調整する機能を果たしていることである。相続慣行だけでなく、そのアフターケア的な慣行までを含めた地域トータルな農地維持機構の中に、本土の直系家族的・家産制的な一子相続制における土地の所有・利用の硬直性に対し、その柔軟性がみられる。

五、農業生産は黒糖生産が中心であり、農民数戸で設置された製糖場は、キビ収穫時の親戚中心の「小組」と、製糖過程での地縁的「砂糖組」との一重構造をなしていた。

(第二階梯)

一、昭和戦前期にはいると、製糖技術の革新により生産力水準の上昇を見る。そこでかつてのユイは変質し、資金決済段階へと移る。さらに、北米に密航し野菜栽培技術を習得した青年が帰村し、本土出荷の野菜栽培が開始される。しかし、本格化しないまま戦時体制に入り、戦後はその経験をベースとして速早く米軍の清淨野菜指定

産地となつた。昭和三十年代半ばには、分譲糖工場の設立により製糖作業は工業化の段階を迎える。

二、一方で、本土労働市場における沖縄労働者の雇用先の安定化により、出稼ぎ先での世帯形成が多く確認されるようになり、老年でのUターンが顕在化してくる。こうした状況のもとで、土地は集落に残り商品生産を行う農民によって管理された。とくにここでは集落内部での小商品生産者のかつてない第三者からの積極的な農地借入に着目し、これを「預け預かりの第二形態」とした。

(第三階梯)

一、米軍向けの清淨野菜は、ベトナム戦争の終結によって終焉を迎へ、かわって、昭和五〇年から農業構造改善事業のもとに、ハウススイカが導入・定着し、近年の本土市場評価の高い花卉生産とともに収益性も高く、若者Uターンが相次いでいる。ここに、かつての老年Uターンから、若者Uターンへのファミリーサイクルの変容が確認出来る。

二、今なお所有に規定されない土地利用のスマーズさが特質である。これは、農業経営上不合理であった土地相続の在り方を、分割相続をベースとしたながらも祭祀と經濟を分離する方向で解消し、また集約作展開上支障となる離作料・有益費など經濟的保証を伴わない土地利用面における慣行は、相互信頼的慣行を生かしつつ貸借を双系的親族範囲内で解消する(「預け預かりの第三形態」といった農民の選択的行為によるものである)。

現在の日本農業を取り巻く危機的状況のもとで、このような沖縄

的変革主体の形成は、従来の「シマ」や「家」の解体によってのみ生じたのではない。むしろ壊滅しがたきその風土条件のなかにあって、伝統的な社会関係を有効に働きかせ、組み替ながら、すでに「そこにあるもの」としての生産関係の不合理性を是正していくことによって「沖縄的中農層」が形成されてきた、そのプロセスが重要なのである。同様の過程は、ケニヤの中農層形成過程と軌を一にするものだといわなければならない(杉原たまえ・磯辺俊彦「ケニヤ農業発展における中農層と技術浸透」「千葉大学園芸学部学術報告』第四二号、一九八九、三)。